

宗像市リモートオフィス環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための新しい働き方に対応するため、テレワーク等の新たな勤務形態に対応したリモートオフィスの環境整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助する宗像市リモートオフィス環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) リモートオフィス 新たな勤務形態に対応した施設として次に掲げる要件を満たす施設をいう。

ア テレワークその他の遠隔勤務に必要な備品、ネットワーク設備等の設備を備えた施設であること。

イ リモートオフィスの面積の過半が広く一般利用に供するフリースペースであること。

ウ フリースペースの座席数が5席以上であること。

(2) テレワーク 情報通信技術を活用して行う場所、時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、令和4年12月末日までに完了するものに限る。

(1) 市内の既存の施設を活用し、リモートオフィスとして新たに整備する事業

(2) 市内の既存のリモートオフィスを新型コロナウイルス感染症対策のために改修する事業

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、前条に定める補助対象事業を行う者であって、次の要件を満たすものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 施設の改修に係る経費（内外装工事、照明又は空調の整備、通信環境の確保又はセキュリティ対策のために必要な設備の整備等）
- (2) リモートオフィスに必要な備品（1件が10万円以上のものに限る。次号において同じ。）の購入費
- (3) リモートオフィスに必要な備品の賃借料。ただし、補助事業期間内の賃借に係るものであって、かつ、同期間内に支払が終了するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の対象から除くものとする。

- (1) 自社（関連会社を含む。）の製品の調達又は自社で行う工事
- (2) 他の補助金の交付の対象となっている経費
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件を全て満たすことを誓約した場合の補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額と500万円のいずれか低い額以内の額とする。

- (1) 補助事業により整備又は改修したリモートオフィスの運用開始の日から3年間、6月ごとに現況報告書を提出すること。
- (2) 市が実施する産業振興事業及び企業誘致事業に協力すること。
（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 誓約・同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期限は、令和4年9月末日とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業完了後、速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告がなされたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が、次の要件に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (2) 第6条第2項に基づく誓約を行なった者が、同項の要件を遵守しなかったとき。
- (3) その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期間を定めて補助金の返還を命じることができる。

(実態調査等)

第13条 市長は、交付決定者に対し、交付決定後であっても、補助金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことができる。

(財産の管理)

第14条 交付決定者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付決定を受けた補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。